

軽費老人ホーム和幸園の利用料金

■ 軽費老人ホームの利用料等の額は自治体の定める基準に従って定められています。

階層区分	対象収入額(1年間の収入額から必要経費を差し引いた額)	サービスの提供に要する費用	生活費	冬期加算	合計金額	
				11月～3月	4月～10月	11月～3月
1-1	1,000,000 円以下	10,000	37,780 ~ 52,780	8,810	47,780 ~ 62,780	56,590 ~ 71,590
1-2	1,000,001 ~ 1,500,000 円	10,000	52,780	8,810	62,780	71,590
2	1,500,001 ~ 1,600,000 円	13,000	52,780	8,810	65,780	74,590
3	1,600,001 ~ 1,700,000 円	16,000	52,780	8,810	68,780	77,590
4	1,700,001 ~ 1,800,000 円	19,000	52,780	8,810	71,780	80,590
5	1,800,001 ~ 1,900,000 円	22,000	52,780	8,810	74,780	83,590
6	1,900,001 ~ 2,000,000 円	25,000	52,780	8,810	77,780	86,590
7	2,000,001 ~ 2,100,000 円	30,000	52,780	8,810	82,780	91,590
8	2,100,001 ~ 2,200,000 円	35,000	52,780	8,810	87,780	96,590
9	2,200,001 ~ 2,300,000 円	40,000	52,780	8,810	92,780	101,590
10	2,300,001 ~ 2,400,000 円	45,000	52,780	8,810	97,780	106,590
11	2,400,001 ~ 2,500,000 円	50,000	52,780	8,810	102,780	111,590
12	2,500,001 ~ 2,600,000 円	57,000	52,780	8,810	109,780	118,590
13	2,600,001 ~ 2,700,000 円	64,000	52,780	8,810	116,780	125,590
14	2,700,001 ~ 2,800,000 円	71,000	52,780	8,810	123,780	132,590
15	2,800,001 ~ 2,900,000 円	78,000	52,780	8,810	130,780	139,590
16	2,900,001 ~ 3,000,000 円	85,000	52,780	8,810	137,780	146,590
17	3,000,001 ~ 3,100,000 円	91,800	52,780	8,810	144,580	153,390
18	3,100,001 ~ 3,200,000 円	91,800	52,780	8,810	144,580	153,390
19	3,200,001 ~ 3,300,000 円	91,800	52,780	8,810	144,580	153,390
20	3,300,001 ~ 3,400,000 円	91,800	52,780	8,810	144,580	153,390
21	3,400,001 円以上	91,800	52,780	8,810	144,580	153,390

※1 階層区分1-1(所得収入額1,000,000円以下)の場合は、収入額に応じて生活費が軽減されます。
軽減月額=(1,000,000-所得収入額)÷12 100円未満切り捨て、15,000円を限度とする。

※2 上記金額のほかに、電話料(基本額500円)、電気料が使用量に応じて徴収されます。

※3 上記利用料については、国の基準額が改定されると変更となりますのでご了承ください。

※4 夫婦で利用する場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算した額の2分の1が個々の対象収入額となります。また、その額が150万円以下の場合は、夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用が30%減額となります。

収入100万円以下の方の利用料金

階層区分	対象収入額	サービスの提供に要する費用	生活費	生活費軽減額	冬期加算	合計金額	
					11月～3月	4月～10月	11月～3月
1-1	100万円以下	10,000	52,780	0～15,000	8,810	47,780～62,780	56,590～71,590

※生活費軽減制度が適用された場合の利用料算出方法

$$\frac{\text{基準額} - \text{収入額}}{12 \text{ヵ月}} = \text{生活費軽減額}$$
 (月額: 100円未満切捨て、上限15,000円)

◆例1	$1,000,000 - 950,000 \div 12 =$	4,100	軽減適用額	月額 58,680 (冬季) 66,780	年額 744,660
◆例2	$1,000,000 - 900,000 \div 12 =$	8,300	軽減適用額	月額 54,480 (冬季) 62,580	年額 694,260
◆例3	$1,000,000 - 850,000 \div 12 =$	12,500	軽減適用額	月額 50,280 (冬季) 68,380	年額 643,860
◆例4	$1,000,000 - 800,000 \div 12 \geq$	15,000 (上限額)	軽減適用額	月額 47,780 (冬季) 55,880	年額 613,860

※上記金額のほかに、電話料(基本額500円)、電気料が使用量に応じて徴収されます。